

令和6年2月2日

報道機関各位

長岡市福祉保健部福祉課長

## 障害者相談支援事業における消費税法上の取り扱いの是正について

本市が社会福祉法人等に委託して実施している障害者相談支援事業等について、これまで消費税の非課税対象として取り扱っていましたが、課税対象として取り扱いを是正することとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 概要

本市が社会福祉法人等に委託して実施している障害者相談支援事業等について、これまで消費税の非課税対象として取り扱っていましたが、国の事務連絡（令和5年10月4日付）により、課税対象である旨が示されました。

については、修正申告が可能な平成30年度から令和4年度までの間、および本年度分について、課税扱いとして取り扱いを是正します。

#### 2 背景

平成24年に障害者自立支援法が改正された際、障害者相談支援事業について法律上の課税非課税の取り扱いが明確に周知されていなかったことから、本市を含む全国の多くの自治体で非課税事業に該当すると解釈されていた。

#### 3 対象法人

障害者相談支援事業 5法人

それ以外の委託事業 3法人

（障害者基幹相談支援センター機能強化業務、地域生活支援拠点事業）

#### 4 今後納付が必要な消費税額等（概算）

平成30年度～令和4年度分 40,000千円（消費税約36,600千円及び延滞税）

令和5年度分 8,365千円（延滞税無）

#### 5 長岡市の対応

- （1）国からの事務連絡を受けて、長岡税務署に照会し、平成30年度まで遡って修正申告、及び消費税納付の必要があることを確認。
- （2）対象法人に経緯を説明し、修正申告を依頼。
- （3）修正申告により各法人が納付する過年度分の消費税額は、概算で延滞税を含み最大4,000万円程度となる見込み。本市は、3月補正予算にこの消費税相当額及び延滞税相当額を計上し、各法人へ支払う予定。
- （4）令和5年度の委託分については変更契約で対応するため、（3）とともに、3月補正予算に消費税相当額を計上予定。

問い合わせ：福祉保健部福祉課 山田  
電話 0258-39-2343